

第5回上牧町まちづくり基本条例制定検討委員会

議 事 録

開催日時	平成25年 9月20日(金) 午前10時00分から
開催場所	上牧町役場 3階 委員会室
出席者	委員 9名
欠席者	委員 3名
傍聴者	3名
事務局	まちづくり推進課 大東課長、福西課長補佐、松井係長、野村主事
次第	1 開会 2 条例案の検討について 3 その他 4 閉会

議事の概要

●条例案の検討

【最高規範性について】

- ・法律論上は、すべて同列である。しかも国権の最高機関である国会、自治体の場合は議会が制定するのが法律であり、条例である。
- ・基本法や基本法律と一般の法律との間に上下関係は形式的にはない。
- ・法律というのは、新たにできた法律あるいは、後でできた条例というのが効果を持つ、後方優先という大原則がある。
- ・このまちづくり基本条例の趣旨、考え方に従って、その他の条例や様々な施策について、それぞれ点検をしてもらう。また、新たな方針を作るときにこの条例の精神に乗っ取って定めてもらうというのが、当然ということになる。しかし、各執行機関や議会がこの基本条例に反することをしたからといって、違反した条例が直ちに無効ということにはならない。

<結論>

本町のこれからのまちづくりの基本、一番大事にしなければならない考え方を掲げた条例であるという意味での最高規範として位置づける。

この条例を定めることで、この条例の精神を町のものにし、これからの運営について、多くの人たちがこの考え方に沿って動いていただくということを条例の形でしっかり謳っていく。

【条文の構成について】

- ・前委員会の町民部会の議論では、町民の権利と義務（第5条から第7条）を作り、町民の役割を記載するかどうか、役割という文言がなくても役割というものが書いてあればいいのではないかという意見があった。第7条で町民の役割が書かれているという認識で作成した経緯がある。
- ・総則のところ、町民の位置づけ、役割、責務を定めてはどうか。本論のところでは、それぞれの重要な事項を定めるという振り分け方をしてはどうか。
- ・答申ベースの構成に、第2章「町民の権利と義務」、第3章「情報の共有等」、第4章「参画と協働」、第5章「まちづくりの担い手」として、「多様なまちづくり活動を行う」ということと「まちづくりを行う主体である議会と執行機関に参画することができる」ということが書かれていればいいのではないか。
- ・答申ベースの第6章・第7章を第3章・第4章に繰り上げて、後はスライドさせた形での構成にしてはどうか。

【まちづくり協議会について】

- ・二つのイメージ（町民会議と小学校区）が前回の議論では出ていたが、まちづくり協議会の中身については、今後、町全体で議論して検討し、協議会が作れるということを条文に入れるということであった。もう一方では、参画協働のための手立てや町民会議的なものの参画の機能のようなどころについては、別途区別をつけて規定をしてはどうかということで、整理をさせてもらった。
- ・事務局から前回までの議論を踏まえてまとめた案を作成したので、次回、次々回で結論を出していきたい。

第6回委員会 平成25年10月11日（金）午後7時から
開催場所：役場3階 委員会室

第7回委員会 平成25年10月29日（火）午後7時から
開催場所：役場3階 委員会室